

『金融庁、地域銀の業績に危機感 信用コスト急増を懸念』

金融庁が地域銀行の今後の業績に危機感を強めている。一部報道によると、同庁は地域銀に対して金融仲介機能の強化を求めるとともに、経営改革を支えるガバナンスにもメスを入れ、早めの対応を促す観点から早期警戒制度を見直す考えだ。その背景には地域銀の信用コスト急増リスクの高まりがある。2017年度の信用コスト率は3ベースポイント(1bp=0.01%)と歴史的な低水準で推移したが、同率が過去15年平均に近い20bp上昇すれば、地域銀106行(埼玉りそなを含む)のうち21行で信用コストがコア業務純益(投資信託解約益控除後ベース)を超え、リーマン・ショック級の危機が起これば82行で上回る。金融仲介機能の強化については、9月に公表した18事務年度の行政方針を基に、10年近く真正面からノウハウを磨いた地域銀は安定収益を維持できる傾向が強いという認識がある。金融仲介が収益につながるには長い期間を要するが、同庁は地域銀が本気で取り組んでいるなら見守る構え。今後、社外取締役と同庁が意見交換する手法を地域銀にも導入、地域銀にも形式的な取締役会から脱し、戦略の方向性を議論できる体制づくりを促す。さらに、早期警戒制度の見直しと合わせ、深刻な事態を見据えた監督対応も検討する。



『東京と大阪に統括国税実査官 消費税調査を強化へ—国税庁』



国税庁は31事務年度(30年7月～31年6月)入りに合わせ、消費税調査のフロントランナーとして統括国税実査官(消費税担当統実官)を設け、東京国税局と大阪国税局にそれぞれ1人ずつ配置した。統実官の設置は、国際化・ICT化の進展などを背景に、消費税「固有の非違」に係る事案が多様化してきたため。

消費税担当統実官には、他局や関係行政機関を含む関係部署と円滑かつ緊密に連携・協調することにより、(1)消費税の観点からの情報収集・分析や調査企画等に取り組む(2)消費税に関する調査手法・情報分析手法を含めたノウハウを開発・共有し、調査実施部署での消費税調査の質的・

量的な充実を図る—ことが期待される。

国税庁は最近、不正還付を含む不正計算や固有の非違を念頭に置いた消費税調査等に重点的に取り組んでいるが、消費税担当統実官の設置により▽法人税の観点で調査選定を行った一般同時調査においては、消費税の固有の非違の把握を意識した調査の実施を徹底する▽消費税の観点から実施する重点項目調査については、固有の非違を念頭に調査を実施する—方針。消費税率の10%への引き上げと軽減税率制度の導入を控え、消費税に関する調査はこれまで以上に強化される方向にあるといえる。

出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com